

感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金のご案内

R3.4.26時点

大阪府知事が決定した営業時間短縮の要請に応じた事業者に対して、営業時間短縮協力金を支給しています。

要請期間毎に申請が必要です。期限までにお忘れなくお手続きください。

(支給額については最高額)

	令和2年 11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月
令和2年11月及び12月 (北区・中央区)	支給額:58万円 受付:大阪市	【要請期間】 11/27 - 12/15	【申請受付期間】 12/16 - 1/29	緊急事態宣言(1/14-2/28)			
令和2年12月 (大阪市全域)	支給額:156万円 受付:大阪市	要請 12/16 - 1/13	受付 1/14 - 2/26				
第1期 協力金 (大阪府全域)	支給額:150万円 受付:大阪府		要請 1/14 - 2/7	受付 2/8 - 3/22	再申請受付します 4/27 - 5/14		
第2期 協力金 (大阪府全域)	支給額:126万円 受付:大阪府			要請 2/8 - 2/28	受付 3/8 - 5/14(延長しました)		
第3期 協力金(府・市) (大阪市全域)	支給額:140万円 受付:大阪府				要請 3/1 - 4/4	受付 4/8 - 5/27	
上乘せ協力金 (大阪市全域)	支給額:35/70/105万円 受付:大阪市				要請 3/1 - 4/4	受付 4/8 - 5/27	
第4期 協力金 (大阪市除く大阪府全域)	支給額:140万円 受付:大阪府					要請 4/1 - 5/5	
まん延防止等 重点措置区域協力金 (大阪市全域)	支給額:124~310万円※ 受付:大阪府 ※売上高減少方式を用いる場合、 最大620万円					要請 4/5 - 5/5	

緊急事態宣言の発令に伴い、変更されます内容については、後日、府のホームページ等でお知らせします。

第4期大阪府営業時間短縮協力金及び大阪府まん延防止等重点措置区域協力金については、緊急事態措置(4/25-5/11)により、対象期間が変わります。また、緊急事態措置にかかる協力金については、後日、府のホームページ等でお知らせします。

4月1日以降は、大阪市域かそれ以外かにより、時短要請の内容と協力金の支給内容が異なりますので、ご注意ください。